

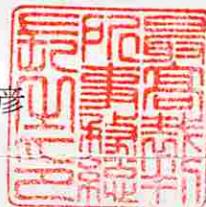
最高裁秘書第3679号

令和元年7月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月24日付け（同月27日受付、最高裁秘書第2885号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年4月18日付け大津家裁総第142号「平成31年度大津家庭裁判所事務分配等規程について（平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告）」（片面で12枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(大阪高裁経由)

大津家裁総第142号

(組ろ-02)

平成31年4月18日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

大津家庭裁判所長 西川 知一郎

平成31年度大津家庭裁判所事務分配等規程について

(平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告)

標記の事務分配等規程は、別添のとおりです。

平成 31 年度

大津家庭裁判所事務分配等規程

平成 31 年 1 月 1 日 施行

大津家庭裁判所

平成31年度大津家庭裁判所事務分配等規程

大津家庭裁判所

平成31年度大津家庭裁判所の裁判官の配置、事務分配、代理順序及び開廷の日割りについて、次のとおり定める。

第1 本庁

1 裁判官の配置

- (1) 本庁の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。
- (2) 2(5)の令状事務については、(1)により配置された裁判官のほか、彦根支部及び長浜支部の裁判官を充てる。

2 事務の分配

(1) 合議事件

裁判官	西川 知一郎
裁判官	金子 隆雄
裁判官	大西 直樹
裁判官	西岡 繁靖
裁判官	今井 輝幸
裁判官	安福 幸江
裁判官	高橋 孝治
裁判官	岡田 慎吾
裁判官	湯浅 徳恵
裁判官	小松 美穂子
裁判官	横井 裕美
裁判官	齊藤 隆広
裁判官	進藤 諭

合議決定及び具体的事件の分配は、所長が指名する裁判官が行う。

- (2) 人事訴訟事件、通常訴訟事件、民事再審事件、保全命令事件、保全異議申

立て事件及び保全取消し申立て事件

2分の1 裁判官 金子 隆雄

2分の1 裁判官 安福 幸江

(3) 家事事件

裁判官 西川 知一郎

裁判官 金子 隆雄

裁判官 安福 幸江

具体的な事務分配は、裁判官の申合せにより定める。

(4) 少年事件

裁判官 金子 隆雄

裁判官 大西 直樹

裁判官 今井 輝幸

裁判官 安福 幸江

裁判官 高橋 孝治

裁判官 横井 裕美

裁判官 齊藤 隆広

裁判官 進藤 諭

具体的な事務分配は、裁判官の申合せにより定める。

(5) 令状事務（各種の令状請求事件、児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件及び観護措置）

裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所、大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。

(6) 差戻し事件

ア 人事訴訟事件、通常訴訟事件、民事再審事件、家事事件

原裁判に関与しなかった裁判官金子隆雄及び裁判官安福幸江に順次分配する。

イ 少年事件

原裁判に関与しなかった裁判官金子隆雄、裁判官今井輝幸、裁判官安福幸江、裁判官高橋孝治、裁判官横井裕美、裁判官齊藤隆広及び裁判官進藤諭に順次分配する。

(7) 事件の分配方法等

ア 事件は、受付順により順次分配する。

イ 関連事件は、最初の担当裁判官に全部分配する。

ウ 関連事件が各別の裁判官に係属する場合には、関係各裁判官の協議によりこれを一人の裁判官に移すことができる。

エ イ及びウの場合には、次に受け付けた新件をもって調整する。

3 事件の回付

(1) 本庁で処理するのが相当でない事件又は支部若しくは出張所で処理するのが相当である事件については、常任委員会の承認を得て、当該事件を支部又は出張所に回付することができる。

(2) 前項の定めにかかわらず、関連事件について関係裁判官が協議して支部若しくは出張所に回付するとき又は管轄区域の定めに反して申し立てられた事件を本来審理すべき支部若しくは出張所に回付するときは、常任委員会の承認を得ることを要しない。

(3) 管轄区域の定めに反して申し立てられた事件を受理した場合でも、相当と認めるときは、事件の全部又は一部を本庁が自ら審理及び裁判をすることができる。

4 代理順序

(1) 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

(2) 司法行政事務について所長に差し支えあるときは、裁判官金子隆雄及び裁判官大西直樹がその順序により代理する。

(3) 緊急の必要のため、(1)及び(2)に定めるところによることができない場合は、

所長の指名する裁判官が代理する。

5 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

第2 支部等

1 彦根支部

(1) 裁判官の配置

彦根支部の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

(2) 事務の分配

ア 家事事件手続法別表第1に規定する事件、同事件を本案とする審判前の保全処分、人事訴訟事件、通常訴訟事件、民事再審事件、保全命令事件、保全異議申立て事件及び保全取消し申立て事件

全部 裁判官 林 奈 桜

イ 児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件

裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所、大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。

ウ ア及びイに定める事件を除く全事件

全部 裁判官 入 江 克 明

(3) 事件の回付

ア 支部で処理するのが相当でない事件又は本庁、他の支部若しくは出張所で処理するのが相当である事件については、常任委員会の承認を得て、当該事件を本庁、他の支部又は出張所に回付することができる。

イ 前項の定めにかかわらず、関連事件について関係裁判官が協議して本庁、他の支部若しくは出張所に回付するとき又は管轄区域の定めに反して申し立てられた事件を本来審理すべき本庁、他の支部若しくは出張所に回付するときは、常任委員会の承認を得ることを要しない。

ウ 管轄区域の定めに反して申し立てられた事件を受理した場合でも、相当

と認めるときは、事件の全部又は一部を当該支部が自ら審理及び裁判をす
ることができる。

(4) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官入江克明に差し支えがある場合は、次の
裁判官が代理する。

裁判官 林 奈 桜

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合
は、所長の指名する裁判官が代理する。

(5) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

2 長浜支部

(1) 裁判官の配置

長浜支部の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

(2) 事務の分配

長浜支部に属する事件は、裁判官日浅さやかに分配する。ただし、児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検捜索許可状請求事件については、裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所、大津家庭裁判所等令状當番制」により処理する。

(3) 事件の回付

第2の1の(3)に定めるところと同じ。

(4) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官日浅さやかに差し支えがある場合は、次の裁判官が代理する。

大津家庭裁判所彦根支部裁判官 入江克明

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(5) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

3 高島出張所

(1) 事務分配

高島出張所に属する事件は、すべて裁判官金子隆雄に分配する。

(2) 事件の回付

ア 出張所で処理するのが相当でない事件又は本庁若しくは支部で処理するのが相当である事件については、常任委員会の承認を得て、当該事件を本庁又は支部に回付することができる。

イ 前項の定めにかかわらず、関連事件について関係裁判官が協議して本庁若しくは支部に回付するとき又は管轄区域の定めに反して申し立てられた事件を本来審理すべき本庁若しくは支部に回付するときは、常任委員会の承認を得ることを要しない。

ウ 管轄区域の定めに反して申し立てられた事件を受理した場合でも、相当と認めるときは、事件の全部又は一部を出張所が自ら審理及び裁判をすることができる。

(3) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 緊急の必要のため、前項に定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

(別紙第1)

裁 判 官 の 配 置

第1 本庁

西川 知一郎
金子 隆 雄
大西 直 樹
西岡 繁 靖
今井 輝 幸
安福 幸 江
高橋 孝 治
岡田 慎 吾
湯浅 徳 恵
小松 美穂子
横井 裕 美
齊藤 隆 広
進藤 諭

第2 支部等

1 彦根支部

支部長 入江 克明
林 奈 櫻

2 長浜支部

日浅 さやか

3 高島出張所

金子 隆 雄

裁判事務について裁判官に差し支えがある場合の代理順序

差し支えがある裁判官			代理すべき裁判官及びその代理順序			
本 家 事 務 室 序	訴訟	裁判官 金子 隆雄	裁判官安福幸江			
		裁判官 安福 幸江	裁判官金子隆雄			
	保全	裁判官 金子 隆雄	裁判官安福幸江			
		裁判官 安福 幸江	裁判官金子隆雄			
	審判	裁判官 西川知一郎	裁判官金子隆雄	裁判官安福幸江		
		裁判官 金子 隆雄	裁判官安福幸江			
		裁判官 安福 幸江	裁判官金子隆雄			
	調停	裁判官 西川知一郎	裁判官安福幸江	裁判官金子隆雄		
		裁判官 金子 隆雄	裁判官安福幸江	裁判官西川知一郎		
		裁判官 安福 幸江	裁判官金子隆雄	裁判官西川知一郎		
	共助	裁判官 金子 隆雄	裁判官安福幸江			
	雜	裁判官 安福 幸江	裁判官金子隆雄			
少年	裁判官 金子 隆雄	裁判官進藤 諭	裁判官齊藤隆広	裁判官横井裕美	裁判官高橋孝治	
		裁判官安福幸江	裁判官今井輝幸	裁判官大西直樹		
	裁判官 大西 直樹	裁判官進藤 諭	裁判官齊藤隆広	裁判官横井裕美	裁判官高橋孝治	
		裁判官安福幸江	裁判官今井輝幸	裁判官金子隆雄		
	裁判官 今井 輝幸	裁判官進藤 諭	裁判官齊藤隆広	裁判官横井裕美	裁判官高橋孝治	
		裁判官安福幸江	裁判官大西直樹	裁判官金子隆雄		
	裁判官 安福 幸江	裁判官進藤 諭	裁判官齊藤隆広	裁判官横井裕美	裁判官高橋孝治	
		裁判官今井輝幸	裁判官大西直樹	裁判官金子隆雄		
支 部 等	裁判官 高橋 孝治	裁判官進藤 諭	裁判官齊藤隆広	裁判官横井裕美	裁判官安福幸江	
		裁判官今井輝幸	裁判官大西直樹	裁判官金子隆雄		
	裁判官 横井 裕美	裁判官進藤 諭	裁判官齊藤隆広	裁判官高橋孝治	裁判官安福幸江	
		裁判官今井輝幸	裁判官大西直樹	裁判官金子隆雄		
	裁判官 齊藤 隆広	裁判官進藤 諭	裁判官横井裕美	裁判官高橋孝治	裁判官安福幸江	
		裁判官今井輝幸	裁判官大西直樹	裁判官金子隆雄		
	裁判官 進藤 諭	裁判官齊藤隆広	裁判官横井裕美	裁判官高橋孝治	裁判官安福幸江	
		裁判官今井輝幸	裁判官大西直樹	裁判官金子隆雄		
(注) 1 訴訟には、再審を含む。 2 保全には、保全異議、保全取消を含む。	彦根	裁判官 入江 克明	裁判官林 奈桜			
		裁判官 林 奈桜	裁判官入江克明			
	長浜	裁判官 日浅さやか	裁判官入江克明			
	高島	裁判官 金子 隆雄	裁判官安福幸江			

開廷の日割

裁判官等			開廷の日割
本 庭	家 事	訴訟	裁判官 金子 隆雄 水曜日 裁判官 安福 幸江 金曜日
		保全	裁判官 金子 隆雄 隨時 裁判官 安福 幸江 隨時
	審判	裁判官 西川知一郎 火曜日及び水曜日 裁判官 金子 隆雄 月曜日及び水曜日 裁判官 安福 幸江 火曜日及び金曜日	
		調停	裁判官 西川知一郎 火曜日及び水曜日 裁判官 金子 隆雄 火曜日, 第1及び第3木曜日並びに金曜日 裁判官 安福 幸江 月曜日, 水曜日, 第2及び第4木曜日
		共助 雜	裁判官 金子 隆雄 隨時 裁判官 安福 幸江 隨時
	少年	裁判官 金子 隆雄 月曜日及び水曜日 裁判官 大西 直樹 隨時 裁判官 今井 輝幸 隨時 裁判官 安福 幸江 火曜日, 金曜日, 第1及び第3木曜日 裁判官 高橋 孝治 隨時 裁判官 横井 裕美 水曜日及び金曜日 裁判官 齊藤 隆広 火曜日	
		裁判官 進藤 諭 隨時	
		彦根	裁判官 入江 克明 火曜日, 水曜日及び木曜日 裁判官 林 奈桜 月曜日
		長浜	裁判官 日浅さやか 月曜日, 水曜日, 木曜日及び金曜日
		高島	裁判官 金子 隆雄 第2及び第4木曜日

- (注) 1 訴訟には、再審を含む。
2 保全には、保全異議、保全取消を含む。